

昭和五十五年政令第二百八十七号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令
内閣は、犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第二項、第七条、第九条、第十二条第一項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第五項で定める要件）

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）とする。

（法第二条第六項で定める身体上の障害の程度）

第二条 法第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度は、重度のものから順に、第一級から第十四級までとし、これらの障害等級に該当する障害は、国家公安委員会規則で定める。

2 障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に應ずる障害等級による。

3 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち犯罪被害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級以上の障害等級

二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級以上の障害等級

三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級以上の障害等級

（法第七条第一項の政令で定める給付等）

第三条 法第七条第一項の政令で定める給付等は、犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪行為による死亡又は障害の原因として、次に掲げる法律の規定のうち国家公安委員会規則で定めるものに基づき支給される給付等とする。

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

五 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

六 船員法（昭和二十二年法律第九十号）

七 災害救助法（昭和二十二年法律第九十八号）

八 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

九 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）

十 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）

十一 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

十二 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

十三 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）

十四 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）

十五 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）

十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四十三号）

十七 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九十九号）

十八 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

十九 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）

二十 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）

二十一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）

二十二 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）

二十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）

二十四 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十四号）

二十五 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

二十六 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）

（法第七条第一項の給付等に相当する金額）

第四条 法第七条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

一 前条に規定する給付等が一時金としてのみ行われるべき場合 当該一時金の額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該給付等の価額、支給の時期及び法定利率を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額

（遺族給付基礎額）

第五条 法第九条第一項に規定する遺族給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。第十二条及び第十四条第一項において同じ。）に百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。

一 一次条第一項第一号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千六百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第一に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二 一次条第一項第二号に掲げる場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

（遺族給付金に係る倍数）

第六条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

一 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める倍数

イ 当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた者が含まれていない場合 次の（1）から（4）までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該（1）から（4）までに定める倍数

（1） 一人 千五百三十（当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当時、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、千七百五十）

（2） 二人 二千十

- (3) 三人 二千二百三十
- (4) 四人以上 二千四百五十
- イに掲げる場合以外の場合 イ(1)から(4)までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める倍数に、次の(1)から(8)までに定める数を合計した数を加えた倍数
- (1) 犯罪行為が行われた当時八歳未満であった生計維持関係遺族の人数に応じ、次の表に定める数

人数	数
一人	百五十三
二人	二百一
三人	二百二十三
四人以上	二百四十五

- (2) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時七歳未満であった者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
- (3) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時六歳未満であった者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
- (4) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時五歳未満であった者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
- (5) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時四歳未満であった者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
- (6) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時三歳未満であった者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
- (7) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時二歳未満であった者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
- (8) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時一歳未満であった者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

- 2 前号に掲げる場合以外の場合 千
 - 一 前項第一号の「生計維持関係遺族」とは、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によつて生計を維持しており、かつ、次の各号のいずれかに該当していた遺族をいう。
 - 一 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
 - 二 六十歳以上の夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
 - 三 十八歳未満の子又は孫
 - 四 十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹
 - 五 前三号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの

第七條 法第九條第二項の政令で定める期間は、三年とする。
 (法第九條第二項の療養に要した費用の額)

第八條 法第九條第二項の政令で定めるところにより算定した額は、給付期間において当該犯罪被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたもののそれぞれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例(現に同条第六号又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それぞれ当該

法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例)により算定した額(その額が現に要した費用の額を超える場合にあつては、当該現に要した費用の額)を合算した額とする。
 (法第九條第二項の政令で定める法律)

- 第九條 法第九條第二項の政令で定める法律は、次のとおりとする。
 - 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
 - 二 船員保険法
 - 三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)
 - 四 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
 - 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)
 - 六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 - 七 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)

第十條 法第九條第二項の政令で定める場合は、当該犯罪被害者が前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けた場合のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
 一 当該負傷又は疾病の療養のための入院が給付期間の末日の翌日以後に及ぶものとなつたため、給付期間における療養に要した費用の額を知ることが困難であること。
 二 前号に該当する入院(次条において「特定入院」という。)に係る療養が現に前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものであること。
 (法第九條第二項の政令で定める額)

第十一條 犯罪被害者が第九條に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けることができないう場合における法第九條第二項の政令で定める額は、給付期間における療養(第九條に掲げる法律の規定による療養)に関する給付の対象となるべきものに限り、(その額が現に要した費用の額(当該療養のための入院が特定入院に該当する場合における最終月(給付期間の末日の属する月)をいう。次項において同じ。))の当該特定入院に係る療養については、次項第二号の規定の例により算出した額)を合算した額とする。ただし、一月当たり八万百円(当該療養のあつた月以前)の十二月以内に、この項ただし書の規定の適用を受けて一月当たりの額が定められる月(当該療養のあつた月を除く。)が三以上ある場合にあつては、当該療養のあつた月については、四万四千四百円)を超えることができない。

- 2 前条に規定する場合における法第九條第二項の政令で定める額は、第一号に規定する額に第二号に規定する額を加えて得た額とする。
 - 一 給付期間における療養(最終月の特定入院に係るものを除くものとし、現に第九條に掲げる法律の規定による療養に要した費用の額から第九條に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額
 - 二 最終月の特定入院に係る療養(現に第九條に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。)について第八條の規定により算定した療養に要した費用の額から第九條に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額に、最終月の給付期間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額

(休業加算基礎額)
 第十二條 法第九條第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日に百分の四十八を乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を休業加算基礎額とする。
 (法第九條第四項の政令で定める額)

第十三條 法第九條第四項の政令で定める額は、百二十万円とする。

(障害給付基礎額)

第十四条 法第九条第七項に規定する障害給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の八十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 七千六百元
ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第四に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(障害給付金に係る倍数)

第十五条 法第九条第七項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一級 二千六十 (犯罪被害者が当該障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十)

二 第二級 千八百六十五 (犯罪被害者が当該障害により随時介護を要する状態にある場合にあつては、二千六百六十)

三 第三級 千六百

四 第四級 九百二十

五 第五級 七百九十

六 第六級 六百七十

七 第七級 五百六十

八 第八級 四百五十

九 第九級 三百五十

十 第十級 二百七十

十一 第十一級 二百

十二 第十二級 百四十

十三 第十三級 九十

十四 第十四級 五十

(法第十二条第一項の政令で定める額)

第十六条 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 遺族給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第一項、第五項及び第六項、法第十一条第三項、法第十二条第五項並びに第十三条までの規定により計算した額

二 重傷病給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第二項から第四項まで及び第七條から第十三条までの規定により計算した額 (給付期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前に、仮給付金の決定をする場合にあつては、当該負傷をし、又は疾病にかかった日から当該仮給付金の決定において定める日までの間についてこれらの規定の例により計算した額)

三 障害給付金に係る法第十条第一項の申請 仮給付金の決定の時において判明している身体上の障害の程度が該当する障害等級に応ずる前条各号に定める倍数を用いて法第九条第七項及び第十四条の規定により計算した額

(国家公安委員会規則への委任)

第十七条 犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関する手続その他犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

附則抄

1 この政令は、法の施行の日 (昭和五十六年一月一日) から施行する。

附則 (昭和五十七年四月二七日政令第二一九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、昭和五十七年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十七年九月二五日政令第二六一号)

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年五月二二日政令第一五七号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、昭和六十二年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成六年六月二四日政令第一七四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、平成六年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成九年四月一日政令第一四四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第六条及び別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年五月一六日政令第一八三号)

(施行期日) 抄

1 この政令は、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律 (平成十三年法律第三十号) の施行の日 (平成十三年七月一日) から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条、第十一条、別表第一及び別表第二の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年八月三〇日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この政令の施行の日前に行われた療養については、第二十九条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成一五年八月八日政令第三六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一六年九月一五日政令第二七一号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十六年九月十七日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成一七年二月二五政令第二九号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成十六年七月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。

(経過措置)

2 平成十六年七月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

3 平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金に係る新令別表第一の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「母指」とあるのは「母指及び母指を失ったもの、母指若しくは母指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは「及び母指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは「の母指及び母指の用を廃したものの、母指若しくは母指」と、同表第九級の項第十三号中「以外」とあるのは「及び母指以外」と、同表第十級の項第七号中「母指又は」とあるのは「母指を失ったもの又は一手の母指若しくは」と、同表第十一級の項第八号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は一手の示指の用を廃したものと、同表第十二級の項第十号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第十三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第十四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

4 改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(以下「旧令」という。)の規定に基づいて仮給付金又は障害給付金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新令(以下「読替後の新令」という。)の規定による仮給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された仮給付金又は障害給付金は、それぞれ読替後の新令の規定による仮給付金又は障害給付金の内払とみなす。

附則 (平成一八年三月三〇日政令第九九号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び第十二条の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年五月八日政令第九三号)

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附則 (平成一八年八月一八日政令第二七一号)

(施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。

(経過措置)

2 平成十八年四月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、国家公安委員会規則で定める。

附則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

第十五条 施行日以前に行われた療養については、第十五条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成一九年五月二五政令第一六八号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。

2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第十四条の規定による廃止前の刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第一条に規定する被収容者の死亡又は障害に限る。)を原因とする犯罪被害者等給付金については、第八条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年五月二日政令第一七〇号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十五条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年三月二五政令第九三三号)

(施行期日)

1 この政令は、少年院法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、第四条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年三月三〇日政令第九四号)

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第六條第一項、第七條、第十一條第一項及び第十六條の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

附則（令和五年四月七日政令第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、第十六条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第五条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	六、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	七、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	七、六〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	七、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	八、〇〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	八、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	七、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	五、七〇〇円

別表第二（第五条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	四、六〇〇円	三、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、六〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	四、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	五、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	四、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	四、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	四、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	三、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	三、三〇〇円

別表第三（第十二条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	三、二〇〇円	二、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三、八〇〇円	二、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、一〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、九〇〇円	三、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、八〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、四〇〇円	三、二〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円

五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	二、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	二、五〇〇円
六十歳以上	五、五〇〇円	二、三〇〇円

別表第四（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	七、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、八〇〇円	七、九〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円	八、八〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	八、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	九、一〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	九、四〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一三、二〇〇円	八、七〇〇円
六十歳以上	九、二〇〇円	六、六〇〇円

別表第五（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	五、三〇〇円	三、六〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	四、二〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、二〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、八〇〇円	六、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円	六、二〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	四、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一三、二〇〇円	四、二〇〇円
六十歳以上	九、二〇〇円	三、九〇〇円